

児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアの 現状と課題

— レジデンシャル・ソーシャルワークとの関係性 —

Current Status and Issues of Leaving Care and After Care
in Child Foster Care Institutions

— Relationship with Residential Social Work —

宮 崎 正 宇

要旨

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの実践は、入所前後のアドミッションケアからインケア、リービングケア、アフターケアに至るまで連続性をもって展開されている。特に近年、児童養護施設では、高年齢児童の入所が増加していることから、「自立支援」が大きな課題になっている。そうした背景を考慮して、本研究の目的として、社会福祉士の立場から、児童養護施設での自立支援を長期的視点で考えていくため、リービングケアとアフターケアの現状と課題に着目し、その連続性とレジデンシャル・ソーシャルワークとの関連を施設職員の意識も含めて可能な限り明らかにすることとした。

調査結果では、多くの施設が、リービングケアとして、「応援面接」や「一人暮らし体験（練習）」等、施設が独自に考案した取り組みを行っていた。また、多くの施設が「アフターケア計画（記録）」を作成する等、組織的な支援を展開していた。

キーワード：児童養護施設、リービングケア、アフターケア、レジデンシャル・ソーシャルワーク、
自立支援

1. 研究の背景

児童養護施設は、2018（平成30）年3月31日現在、全国に605箇所設置され、25,282人（定員32,253人）の児童の養育を担っている「社会的養護施設」の一つである。その設置目的は、児童福祉法第41条で、「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし安定した生活環境の確保その他の理由によ

り特に必要のある場合には、乳児を含む。以下、この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」であると規定されている。

厚生労働省が公表した「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」によると、児童虐待の増加等に伴い、児童養護施設に入所する児童のうち、約6割は虐待を受け、約3割に障害等があるといった現状が示されており、複雑かつ多様化している課題のある児童に対する自立支援の困難性が増している。また、児童養護施設に入所する児童の保護者自身も、貧困や精神疾患、地域からの孤立といった様々な課題を抱えており、施設内の児童だけでなく、その家族まで視野に入れた幅広い支援が求められている。さらに今日、育児不安や育児困難を抱えた地域の子育て家庭に対する支援・相談や地域の里親支援等も社会的に必要不可欠な状況である。

これらのことは、施設の中では「ソーシャルワーカー」であることが期待されている社会福祉士が中心となって解決していく事柄であるといえるが、現在の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、社会福祉士の配置は施設に必置の条件とはされていない。そのため、有資格者がほとんどいない児童養護施設もあり、その対応には厳しい現状がある。ちなみに厚生労働省で毎年実施している「社会福祉施設等調査」をもとに児童養護施設における社会福祉士の配置状況をまとめると表1の通りである。

表1から分かるように、児童養護施設における指導員職に占める社会福祉士の配置の割合は全体で13%であり、まだ極めて少ない現状である。1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されて30年余が経ち、2018（平成30）年9月30日現在、全国で226,283人が社会福祉士の登録をしているにもかかわらず、児童養護施設においてソーシャルワークを推進する社会福祉士の数は決して多いとはいえない。そのことについては筆者も別のところですでに述べている（宮崎2017）。

そのような状況のなか、2007（平成19）年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正に伴い社会福祉士現場実習の内容が大幅に改正され、現場の社会福祉士が実習指導者となって「ソーシャルワ

表1 主な児童福祉施設の常勤の社会福祉士数

	乳児院	母子生活支援施設	児童養護施設	障害児入所施設 (福祉型)	障害児入所施設 (医療型)	児童心理治療施設	児童自立支援施設
施設数	134	235	609	267	200	40	58
指導員職※	267	140	5901	1951	1106	355	967
(うち社会福祉士)	(45)	(26)	(770)	(281)	(128)	(55)	(156)
割合	17%	19%	13%	14%	12%	15%	16%

出所) 厚生労働省（2017）「平成27年社会福祉施設等調査」をもとに筆者が作成した。
 注意) 生活・児童指導員、児童自立支援専門員等を指導員職としてまとめて捉えている。

ク実践を学ぶ」実習生を受け入れる体制が、2012（平成24）年から本格的に始まった。児童養護施設は長らく生活支援を中心としたケアワーク中心の業務体系であったため、その中で、実習生にいか「ソーシャルワーク実践」を理解してもらうかは、実習指導者にとって極めて大きな課題となった。つまり、「児童養護施設等入所施設におけるソーシャルワーク（レジデンシャル・ソーシャルワーク）とは何なのか」という現実問題を深く考える場面に直面することになったのである。こうしたことについては上田（2012：36）も、「相談援助職が行うソーシャルワーク実践をめぐる論点」として「施設のソーシャルワーカーとしての独自の実践とはいったい何なのかという点」をあげ、「相談援助職が何をすべき存在なのか、利用者や他職種から必ずしも認知されていない背景には、相談援助職の存在意義を明確に示せる実践内容を明確に提示できていないことがある」と指摘している。

そういった問題意識のなか、宮崎（2010：73）は、児童養護施設職員の専門性について、「日常の養育の営みとソーシャルワーク実践の合わせ技」と暫定的に定義し、「養育といった保育・教育的な側面にソーシャルワークの価値・知識・技術が重なり合ったところに専門性があるのではないか」と捉えてきた。また、『児童養護施設運営ハンドブック』（厚生労働省2015）では、職員の資質向上は、「児童養護施設における専門性とは何かを具現化することと、実践に関する根拠を示すことが必要」だととして、エキスパートとスペシャリストという専門性に関する2つの視点を考えている。エキスパートは「達人的スキルを持つ人」で保育士や児童指導員が目指す専門性を持つ人で、経験を核に実践をおこない、それを説明できる客観的視点を併せ持つことで実践を理論化する。スペシャリストは「専門的スキルを持つ人」で社会福祉士や臨床心理士などが目指す専門性を持ち、理論を核に実践をおこない、エビデンス（根拠）の明確化とその妥当性を示す。そして、「前者は、生活支援や自立支援中心のケアワーク、後者は家庭支援や機関調整、心理的支援などのソーシャルワークが中心の職責」と述べられている（厚生労働省2015）。

しかしながらレジデンシャル・ソーシャルワークは必ずしも体系化されているとはいえない現状があり、児童養護施設においても同様である。米本（2012：86）は「生活施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは、生活相談員の職務の現実を反映させればよいというものではなく、歴史的に『施設』が負ってきた負の遺産をどう解消するかという重要な課題も含め、そのためにはレジデンシャルワークにおけるアドミニストレーションへの視野も設定し、かつケアワークやケアマネジメントとの比較において独自性・固有性を主張しうるものでなくてはならない」とし、「その意味では、レジデンシャル・ソーシャルワークの理論的・実践的枠組みは現存しているのではなく、構築しなければならない」と述べている。

さらに深谷（1999：117）は、「レジデンシャルワークまたはレジデンシャル・ソーシャルワークの研究は英米の社会福祉研究の中では極めて傍流であり、わが国での文献紹介すら殆どなされていない」とし、「我が国におけるレジデンシャルワークまたは施設実践の研究を概観するとき現場の実践経験に

基づく積み重ねはあるものの、実証的研究に基づく理論化が進んでいるとは必ずしも言えない現状にある」と述べている。また関連して、北川（1994：11）は生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践について、「わが国の場合、施設実践とソーシャルワークの関係について、これを研究論文にまとめて言及したり著書（翻訳書）として刊行されることが他の研究領域と比較して極めて少ないことは、当該領域の特徴の一つとされてきた」と述べている。山本（2011：44）も児童養護施設における実践研究において、「ソーシャルワークの視点の必要性は考えられるものの、先行研究を概観する限りでは、施設におけるソーシャルワークは成熟しているとは言えず、文献数も多くはない」と述べている。

このようにレジデンシャル・ソーシャルワークは実践現場で必要とされているものの、それに関する理論研究の文献はかなり少ない現状がある。

2. 研究の目的

レジデンシャル・ソーシャルワーク実践の流れは、アドミッションケアからインケア、リービングケア、アフターケアに至るまで連続性をもって展開されている。アドミッションケアは施設入所前から施設入所時のケア、インケアは施設入所中のケア、リービングケアは施設退所前から施設退所時のケア、アフターケアは施設退所後のケアをそれぞれ示しており、在園生が社会的自立に向けて円滑に移行できることが重要である。

特に近年、児童養護施設では、表2のように、相対的に高年齢児童の入所割合が増加しており、「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」によると、平均の入所期間も4.9年（前回調査時〈平成20年2月1日現在〉は4.6年）と長期化していることから、高年齢児童に対する自立支援が大きな課題になっている。

表2 児童養護施設における入所時の年齢別割合

	6歳未満	6歳～12歳未満	12歳～15歳未満	15歳～18歳未満	18歳以上
2013年	52.9%	33.1%	10.7%	3.2%	0%
2008年	53.8%	34.0%	9.7%	2.2%	0%

出所)厚生労働省（2015）「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」と厚生労働省（2009）「児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）」をもとに筆者が作成した。

一般にレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割の研究をする場合、支援の実践場面をとるとリービングケアとアフターケアは相対的にインケアに比べてその内容が把握しやすく、その独自性・固有性が導き出しやすい側面がある。また、リービングケアとアフターケアはとりわけインケアと比較すると、具体的な実践内容、方法、期間、実施者等が明確に整理・研究されている状況ではないため、

レジデンシャル・ソーシャルワークの視点から取り組みの体系化を図る必要もある。

また、櫻井（2016：33）は、子ども家庭福祉領域におけるソーシャルワークの要素を「個別的な自立支援計画の策定と直接的支援」と「地域の関係者や専門機関等とのネットワーク構築による当該児童および家庭への総合的な支援」とに整理している。換言すれば、子ども家庭福祉領域におけるソーシャルワークは、「自立支援計画」と「ネットワーク」という2つの要素に深く関わり、それらを統合しながら子どもとその家族の問題解決を図る過程であるといえる。それらの要素は、レジデンシャル・ソーシャルワークにおいても、子どもの「自立」を大きな目的としていることで共通であり、その目的の達成のためにも相互にこれら2つの要素は密接かつ長期的に関連していると考えられる。ところが従来、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの特徴でもあるが、児童福祉法上、原則18歳で措置解除となるため、一般的には入所中の子どもに対して、いかに「自立支援」を行うことができるのかが施設職員には問われることが多かった。

しかし、Goodman（2006：243）が、「児童養護施設における働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所後に子ども達がどうなるかということであろう」と述べているように、入所中の子どもに対する自立支援は、退所後の生活（入所中の生活よりも退所後の生活の方がはるかに長いのであるが）に大きな影響を及ぼすことになる。つまり、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは、原則、満18歳までという限られた期間内の施設内処遇で自己完結するのではなく、「自立支援計画」や「ネットワーク」を活用しながら長期的な「自立支援」を行う過程であると捉えることが妥当なのである。この点、高齢者施設や障害者施設においては、退所後の生活を目指しての「自立支援」というよりも、入所中のQOL（生活の質）の向上やケア（介護）に力点が置かれているのは対照的であるといえる。

そこで、本研究の目的として、社会福祉士の立場から、児童養護施設での自立支援を長期的視点で考えていくため、リビングケアとアフターケアの現状と課題に着目し、その連続性とレジデンシャル・ソーシャルワークとの関連を施設職員の意識も含めて可能な限り明らかにすることとした。

3. 研究の方法

(1) 調査対象者

本研究では、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに着目しているため、社会福祉士資格を所持した児童指導員（1名は所持していないが、社会福祉系大学院の修士）を基本的にインタビューの調査対象者とした。なお、質・量ともにその水準が一定担保できるデータが必要と考え、児童養護施設における経験年数が5年以上ある12名とした（表3）。

対象施設としては、2013（平成25）年3月に厚生労働省が編集した「施設の小規模化等事例集」¹⁾

表3 調査対象者の基本属性

	性別	経験年数	職種	資格	地域
A	女性	25年以上	施設長	社会福祉士	中国
B	男性	15～20年	主任児童指導員	社会福祉士	四国
C	女性	10～15年	主任児童指導員	社会福祉士	関西
D	女性	10～15年	家庭支援専門相談員	児童指導員任用資格	関東
E	男性	5～10年	主任児童指導員	社会福祉士	関東
F	女性	10～15年	主任児童指導員	社会福祉士	関東
G	男性	15～20年	施設長	社会福祉士	関東
H	男性	15～20年	副施設長	社会福祉士	中国
I	男性	20～25年	職業指導員	社会福祉士	九州
J	男性	10～15年	主任児童指導員	社会福祉士	関西
K	女性	10～15年	主任児童指導員	社会福祉士	関西
L	女性	10～15年	主任児童指導員	社会福祉士	東海

で取り上げられた3施設を対象とした。同様に、施設における小規模化や地域分散化、多機能化等、全国的にも先駆的な実践を行っていると思われる筆者の知る9施設も調査施設に追加し、計12施設を対象とした。

(2) 調査の方法

①調査期間

2017（平成29）年5月～2017（平成29）年11月。

②インタビュー調査

質的調査法として個別の半構造化面接を実施した。内容は、調査対象者の承諾を得た上でICレコーダーに録音した。インタビューの時間は、一人につき56分から105分、平均77.3分であった。

インタビューは、事前に作成したインタビューガイドをもとに、レジデンシャル・ソーシャルワークの実践について、できるだけ自由に語ってもらった。インタビュー時、基本的には語りを妨げない方法をとったが、支援内容に関して重要と考えられる部分は、さらに詳しく聞き取れるように質問を盛り込んだ。

なお、本研究における倫理的配慮に関しては、2017（平成29）年4月27日に高知県立大学社会福祉研究倫理審査委員会の承認を得て、実施した。

③分析

データの分析手法としては、レジデンシャル・ソーシャルワークの実践で生じている状況把握から分析可能なKJ法を採用した。

KJ法は、文化人類学者の川喜田二郎が、データをまとめるためにデータをカードに記述し、カードをグループごとにまとめて図解化し論文等にまとめていく手法である。共同での作業にもよく用いられ、「創造性開発」（または創造的問題解決）に効果があるとされている（川喜田 1986）。フィールドワークで膨大なデータを収集した後、あるいはブレインストーミングにより様々なアイデアを出した後の段階で、それらの雑多なデータやアイデアを統合し、新たな発想を生み出すためにKJ法が一般的に行われていることはよく知られている通りである。

川喜田（1986）は、狭義のKJ法の手順を「ラベル作成」、「グループ編成」、「A型図解化」、「B型叙述化」の4段階からなるとした。

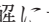



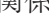


ラベル作成では、調査現場で情報や事実を収集することと、調査者の頭脳の中で探索することで、収集された情報を1枚ずつ「志」（各1枚のラベルのデータはそれぞれ能動的な訴えの方向性を持っていること）をこめてラベルに書き込んでいく。本研究では、個別のインタビュー終了後、調査対象者毎にイニシャルを施し、個人情報等はマスキングしながら逐語録を作成した。次に、調査対象者毎に録音した内容の聞き込みと作成した逐語録の読み込みを反復して行い、逐語録には、重要と考えた部分や気になる部分を抽出した。その後、抽出した部分を一枚ずつ、「志」をこめてラベルに書き込む作業を行った。

グループ編成では、ラベル群を机の上等に並べ、1枚1枚のカードに書かれた内容を丹念に読みとっていき、意味合いの近いラベルを2～3枚集めて、「元の言葉の土の香り」を残せることを念頭に置きつつ、グループの意味合いを一文で言い表せるようなタイトルを表札につける。ラベルのグループは、まず小グループを作りラベル群に戻し、ラベルと表札で中グループを作っていく。生成された表札は、1つのラベルと同様に扱い、これ以上まとまらない大グループになるまで続ける。グループ編成は、少なくとも最大限10グループ（島）以内になるまで行うが、その際、どこにも属さないラベル（「一匹狼」や「離れ猿」と呼ばれる）があっても、どのグループ（島）とも同格として取り扱う。

なお、本研究では、ラベル及びどこにも属さなかったラベルは黒色、1段目でまとまった表札は赤色、2段目でまとまった表札は青色、3段目でまとまった表札は緑色、4段目でまとまった表札は赤色（中太字）、5段目でまとまった表札は青色（中太字）、6段階目でまとまった表札は緑色（中太字）、7段階目でまとまった表札は赤色（太字）、8段階目でまとまった表札は青色（太字）で印字している。

A型図解化では、まず図解化のための模造紙等を拡げる。その紙上で、グループ編成の最終段階で得たグループ（島）のラベル束やラベル（「一匹狼」や「離れ猿」）を空間配置する。空間配置というのは、このラベル束の表札の訴える内容が、どうゆう空間的配置をとれば、意味上で最も分かりやすい相互関係の配置図をなすか、それを探りながら空間的に配置する作業である。つまり、中グループや大グループへと組立てられたラベル束やラベル（「一匹狼」や「離れ猿」）を模造紙等の上でグループ（島）の関係性や構造が分かるように空間配置をしながら形作っていく。そのため、このラベル束

やラベル（「一匹狼」や「離れ猿」）を、相互の意味の関連を考えながら、色々と並べかえてみる必要がある。よって、ラベル束やラベル（「一匹狼」や「離れ猿」）の間隔を広げて、隣接するグループ及びその一段下のグループとの親和性に注意しながら、空間配置を行う。空間配置が終わったら、ラベルを一枚一枚その位置に貼りつける作業を行う。

その上で、グループ（島）間の関連の内容を示す関係線を使って、空間配置の論理的関係が分かるように図解化していく。すなわち、意味の上で特に関係が深いと判断されたグループ（島）を棒線（関係線）でつなぐのである。なお、図解に示されている関係線は、が「深い関係」、が「因果関係、発生、大小、上下、授受、序列関係」、が、「相互に影響を及ぼし合っている関係」、が、「著しく相互に影響を及ぼし合っている」関係、が、「反対の性質、対立関係」、が、「一方向の事柄から支えられている関係」、が、「曖昧であったり、未知で複雑・デリケートな関係」を示している。

図解が完成した後に、シンボルマーク（島の訴える内容を、視覚的に、そして感性や直感的理解に訴えるようにシンボル化されたもの）を図解上に書き込む。シンボルマークは、主な島についてのみ入れるのが一般的であり、本研究では、四角枠で囲んで黒文字で示している。また、調査対象者毎に作成した図解と最終段階で得た島の表札で作成したインデックス図解を両方作成した。

B型叙述化では、A型図解を口頭で発表したり、論文や記事等で文章化していく。なお、本研究では、調査対象者毎に作成した図解を大学院のゼミ等で口頭発表し、指導教授や参加者からの意見をもらい、考察したものを叙述化していった。

4. 調査結果

KJ法の分析の枠組みにそって、調査対象者毎の逐語録からラベルを作成した後、小グループ（まとまったラベル）と残ったラベル（「一匹狼」や「離れ猿」）とでグループ編成を行いながら大グループを作った（表4）。

（1）児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに関する支援

児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに関する支援について、調査対象者毎のインデックス図解（A～L施設）から導き出された結果からラベルを作成した後、グループ編成（再構成）を行いながらグループ（島）を作った（表5）。

以下、グループ編成（再構成）した後、総合的にインデックス図解化したものが図1である。

まず、図解を関係線に沿って説明する。「リービングケア」と「アフターケア」の関係は著しく相互に影響を及ぼし合っており、「ケアの連続性」がある。職員は、「社会的養護が必要な子」といった支援の前提のもと、リービングケアからアフターケアにかけて「ソーシャルワーク」を行っている。そ

表 4 グループ編成

	ラベル数	1段目 (赤)	2段目 (青)	3段目 (緑)	4段目 (中太赤)	5段目 (中太青)	6段目 (中太緑)	7段目 (太赤)	8段目 (太字)
A	107	86	59	37	21	13	8		
B	83	61	41	24	16	10	6		
C	104	74	53	35	21	13	8	7	
D	101	83	62	43	28	16	8	4	
E	101	82	61	46	32	20	12	6	
F	109	84	62	46	32	21	12	6	
G	107	88	71	50	30	19	12	7	
H	109	85	65	46	31	21	14	10	9
I	108	85	64	47	32	21	14	8	
J	106	84	64	46	31	21	13	8	
K	91	71	53	38	26	18	10	5	
L	105	84	63	47	34	24	15	8	7

表 5 グループ編成 (再構成)

ラベル数	1段目 (赤)	2段目 (青)	3段目 (緑)	4段目 (中太赤)	5段目 (中太青)	6段目 (中太緑)	7段目 (太赤)	8段目 (太字)
122	93	74	57	41	29	21	15	9

の上で、職員が、「ソーシャル・アクション」を行っているものの、直接処遇上、実際に「社会福祉士の役割が果たせない」といった課題も残っているため、その解消に向けた「職員研修」を実施している。一方、「FSW」は、社会福祉士の役割を担いながら支援を行っている。

次に、図解全体を説明する。J施設では、支援の前提として、職員が在園生を、「社会的養護が必要な子ども」と認識している。その上で、職員の多くは、リービングケアに特化して取り組んでいるという認識は弱いものの、中高生に対して自立支援計画を策定し、それに沿って職員自身が親にもらったような関わりを土台に、進路支援や「一人暮らし体験(練習)」(A施設、C施設、H施設)等に取り組んでいる。また、「職業指導員」(I施設)と「退所児童等アフターケア事業」(A施設、B施設、H施設、I施設)の相談員は、リービングケアとして、SST等を定期的に開催している。

さらに、職員の多くは、アフターケアとして、卒園生に対して電話連絡や家庭訪問等を行っているが、E施設とI施設における法人の障害者グループホームで生活する卒園生の自立支援や、「アフターケア計画(記録)」(D施設、G施設、I施設、J施設、L施設)の策定、「アフターケア担当職員」(E施設)や「自立支援コーディネーター」(F施設、G施設)、「職業指導員」(I施設)との連携等を行っているところもある。つまり、職員は、リービングケアとアフターケアにおけるケアの連続性を意識しながら、ソーシャルワークとして、自立支援計画の策定や進路支援、生活場面面接、ネットワーク形成等を行っており、「退所児童等アフターケア事業」(A施設、B施設、H施設、I施設)の相談員と「児童家庭支

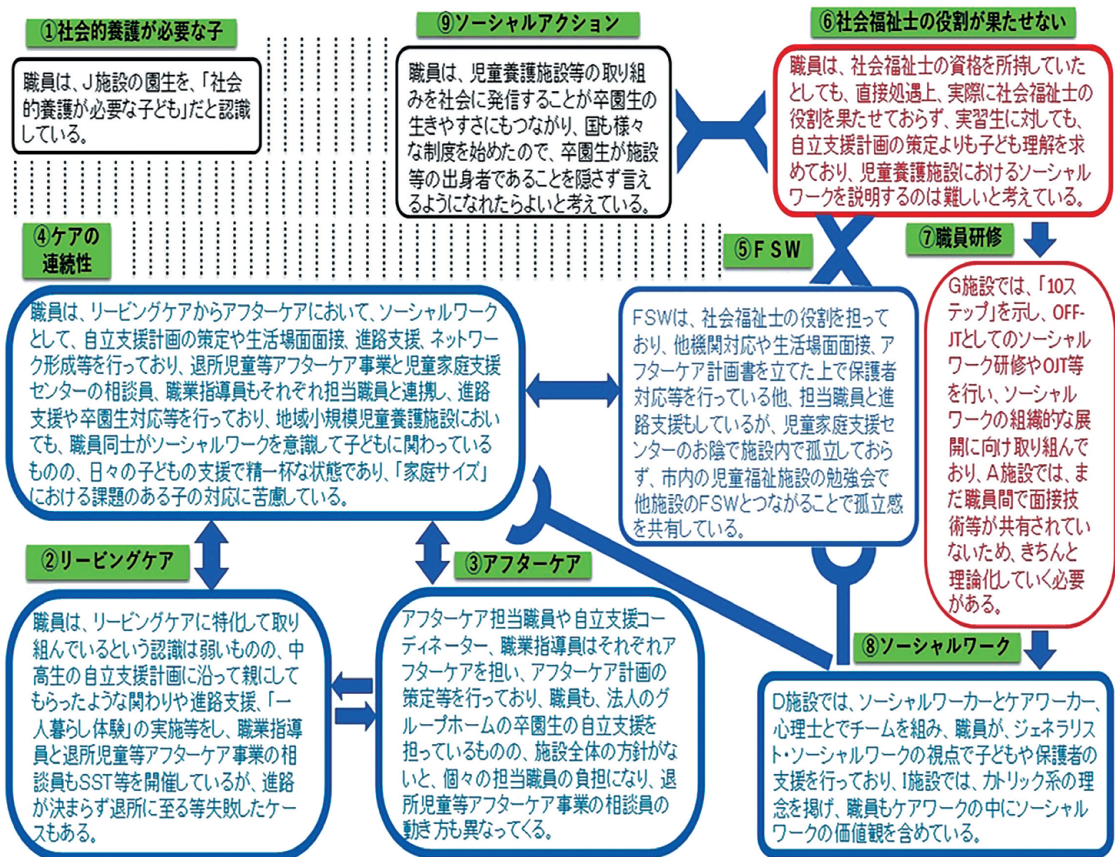


図1 児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに関する支援

援センター」(D施設)の相談員、職業指導員(I施設)もそれぞれ担当職員と連携しながら、進路支援や卒園生対応等を行っているのである。

同時に、多くの職員は、児童養護施設等の取り組みを社会に発信することが卒園生の生きやすさにもつながり、国も様々なアフターケアに関する制度を始めたので、卒園生が施設等の出身者であることを隠さず言えるような理解のある社会になればよいと考えている。とりわけ、FSWは業務的には社会福祉士の役割を担っており、他機関対応や生活場面面接、アフターケア計画書を策定した上で保護者対応等を行っている。しかしながら、施設の中には、社会福祉士の資格を所持していたとしても、直接処遇上、実際には社会福祉士の役割を果たせておらず、実習生に対しても、自立支援計画の策定よりもまずは子ども理解を求めてしまう傾向があるので、児童養護施設におけるソーシャルワークを説明するのは難しいと考えている職員もいる。

それゆえ、職員研修として、G施設では「10ステップ」を提示したり、C施設やH施設ではOFF-JTとしてのソーシャルワーク研修やOJT等を行いながら、職員に対するソーシャルワークの意識づけとソーシャルワークの組織的な展開に向けて取り組んでいる。その結果、D施設では、ソーシャルワーカーとして、ソーシャルワーカーとケアワーカー、心理療法担当職員とでチームを組んだ上で子どもや保護者を支援している。また、I施設では、施設設立の宗教系(ここではカトリックだが)の理念を掲

げており、職員がケアワークの中にソーシャルワークの価値観を含めて支援している。

(2) 児童養護施設がかかえるリービングケアとアフターケアに関する支援上の課題

インデックス図解(図1)の各島(図上では緑色されたシンボルマークの部分)の意味とリービングケアとアフターケアに関する支援上の課題について簡単にまとめる形で論じておきたい。

①社会的養護が必要な子

近年、7人に1人といわれる貧困家庭の子どもの問題や、虐待を受けた子どもの問題、発達に課題を抱えた子どもや、子育てに適切にかかわれない「心配」な保護者の増加の問題等が大きく注目されている。社会的養護とは、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を基本理念として、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任で社会的に養育し、保護すると共に、養育に大きな困難を抱える家族への支援を行うことである。職員には何よりも最初にリービングケアとアフターケアにおいて、J施設に見られるような社会的養護が必要な子どもとその家族を支援しているといった職員全体の共通認識が必要である。

②リービングケア

職員の多くは、リービングケアに特化して取り組んでいるという認識は弱いものの、中高生に対しては自立支援計画を策定し、それに沿って職員が生育期に自身の親にしてもらったような関わりをしながら、「応援面接・自立支援面接」(A施設、C施設)に取り組んでいる、また、「企業の寄付金」(G施設)の活用や「あしなが基金」(J施設)の設立といった進路支援や「一人暮らし体験(練習)」(A施設、C施設、H施設)等に取り組んでいる。同時に、職員は、退所後の自立に向けて、FSWと連携しながら、子どもの「家族関係の調整」(C施設、J施設)や「生き立ちの整理」(C施設、J施設)も丁寧に行っている。

また、「職業指導員」(I施設)と「退所児童等アフターケア事業」(A施設、B施設、H施設、I施設)の相談員も中高生に対して定期的にSST等を開催し、社会に出る前の訓練を意識して行っている。しかしながら、在園中に進路が決まらず退所に至る等失敗するケースもあるので、そうならないように、「児童家庭支援センター」(D施設)等関係機関との連携や、「自立支援コーディネーター」(F施設、G施設)の活用等が重要である。また、G施設に見られるような「社会的自立に向けたアセスメント指標・支援計画」の作成を職員が行い、退所後も途切れない関係を在園生と意識して築いておくことがリービングケアにおいて重要である。

③アフターケア

2004(平成16)年の児童福祉法第41条改正で「退所後の相談・援助」が明記されたものの、研究の目的で述べたよう児童養護施設におけるアフターケアの具体的な実践内容、方法、期間、実施者等は未だ十分に整理されていない現状である。そうであっても多くの職員は、例えば卒園生に対する電

話連絡や家庭訪問等を行っており、E施設とI施設のように法人の障害者グループホームで生活する卒園生の自立支援や、卒園生との途切れない関係を意識して築いている。

施設としても、「OB会」(C施設、E施設、H施設)の開催や「自立支援棟」(H施設)の活用等といった取り組みで卒園生の生活を支えているところもある。反面、課題として、連絡が取り合えない卒園生もいるので、「アフターケア計画(記録)」(D施設、G施設、I施設、J施設、L施設)の作成や、「児童家庭支援センター」(D施設)や「退所児童等アフターケア事業」(A施設、B施設、H施設、I施設)等の関係機関の活用、アウトリーチ等の工夫が職員に求められている。一方、「アフターケア担当職員」(E施設)や「自立支援コーディネーター」(F施設、G施設)、「職業指導員」(I施設)は、担当職員等と連携しながらアフターケアの推進を図っている。

ここでの大きな課題は、施設全体の支援方針が明確でないと、個々の担当職員の負担ばかりが増え、退所児童等アフターケア事業の相談員の支援方法も職員によりばらつきが大きくなることである。施設全体の支援方針を明確に定め、職員全体で共有した上で、退所児童等アフターケア事業等関係機関の活用やOB会の組織化といった卒園生の居場所作りが施設に求められている。

④ケアの連続性

リービングケアとアフターケアは、概念上は独立しているものの、実践上は連続性があるものと捉えることが重要である。リービングケアからアフターケアへ移行するにあたって、支援が途切れてしまうのではなく、図1に見られるように、リービングケアからアフターケアに至るまで、職員による継続的かつ一貫性を持った支援が展開されている。多くの施設において、措置制度上の枠組みの中で支援するのは当然のことであるが、リービングケアの段階から職員が子どもと深く関わることにより、措置解除後のアフターケアの段階でも信頼関係を基本とした支援を展開していた。

職員は、リービングケアからアフターケアにおいて、ソーシャルワークとして、自立支援計画の策定を始め、「応援面接・自立支援面接」(A施設、C施設)や「社会的自立に向けたアセスメント指標・支援計画」(G施設)等を活用した進路支援を行っており、日常生活においても、生活場面面接を活用しながら進路状況の確認等を行っている。しかしながら、進路が決まらず退所に至る等失敗したケースもあり、そのようなリービングケアの段階で積み残した課題に対しては、アフターケアの段階で継続して対応することになる。

同様に、「退所児童等アフターケア事業」(A施設、B施設、H施設、I施設)の相談員と「児童家庭支援センター」(D施設)の相談員、「職業指導員」(I施設)もそれぞれの担当職員と連携しながら進路支援や卒園生の対応を行っており、まさに関係機関とのネットワークを活用した支援と捉えることができる。

また、地域小規模児童養護施設においても、職員同士がソーシャルワークを意識して子どもに関わっているものの、日々の子どもの支援で精一杯な状況で、「家庭サイズ」における課題のある子の対応に

苦慮しており、リービングケアとアフターケアが上手く機能していないといった課題が残っている。

⑤ FSW（ファミリーソーシャルワーカー）

2004（平成16）年から児童養護施設に FSW が配置されているが、その役割は、早期家庭復帰のための相談援助、アフターケア、里親委託の推進、養子縁組の推進、地域の子育て家庭に対する相談援助、要保護児童地域対策協議会への参画等幅広い。まさにソーシャルワークの要素である関係機関との連携やネットワーク形成を行いながら推進すべき事柄である。

FSW は、児童養護施設では社会福祉士の役割も担っており、L 施設のように、自立支援計画の策定に関与し、担当職員と連携しながら進路支援も行っている。一方、課題として、FSW は各施設1名配置（2名配置する場合は一定の条件あり）のため、施設内で孤立しやすい状況が生じやすいことがある。D 施設では、児童家庭支援センターとの連携や市内の児童福祉施設の勉強会で他施設の FSW とつながりを持つことで、孤立感の共有や専門性の向上を図っている様子が見られた。

⑥ 社会福祉士としての役割が果たせない

施設の中には、社会福祉士の資格を所持しているも、直接業務上、社会福祉士の役割が果たせないといった日常的なジレンマを抱えている職員もいる。日々生起する問題に対峙している職員には、これまでは、主として子どものみを対象とした業務内容であったため、生活支援中心のケアワーク中心の能力が求められてきたという背景があるからである。実習生に対しても、自立支援計画の策定よりもまずは「子ども理解」を求めてしまうことが多いのも、職員自身が、児童養護施設におけるソーシャルワークの意味を十分に理解できていないため、ケアワークとソーシャルワークの業務上の差異を明確に他者に説明するのが困難な状況なのではないかと推察される²⁾。

しかしながら、現在の子どもとその家族が抱える課題がますます大きくなってきている状況下では、より個別的なソーシャルワークが必要になってきているという認識が必要である。

⑦ 職員研修

ソーシャルワークの組織的な展開に向けて、OFF-JT としてのソーシャルワーク研修や OJT 等を含む形で職員全体の研修に取り組むことが重要である。施設では、保育士を含めた全職員に対する職員研修の実施といったアドミニストレーションの視点を持つ必要がある。実際に、G 施設では、職員研修として、仕事に必要な「10 ステップ」（その中には例えばルーティンワークやソーシャルワークの項目が入っている）を全職員に示しながらソーシャルワークを教えているが、一方、A 園ではまだ職員間で面接技術等が共有されていないなどの課題があるため、まずはきちんと理論化していく必要があると捉えていた。

⑧ ソーシャルワーク

D 施設では、ソーシャルワーカーとケアワーカー、心理療法担当職員の3者とでチームを組み、職員が、ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点で子どもや保護者の支援を行っている。そして、I 施

設では、カトリック系の宗教理念を掲げ、職員もケアワークの中にソーシャルワークの価値観を含めている。職員は、日常生活支援において、ソーシャルワークの価値理念を持ってケアワークを行っていた。

⑨ソーシャル・アクション

ソーシャル・アクションは、制度や政策等に働きかけて必要な改善を促すといったマクロレベルでのソーシャルワークである。職員は、当然ソーシャルな部分にも目を向けなくてはならず、子どもや保護者を取り巻く環境を適切に整え、必要であれば社会資源を開発することも求められる。また、多くの職員は、ソーシャル・アクションとして、児童養護施設等の取り組みを社会に発信することで、卒園生が施設等の出身者であることを隠さず言えるような理解のある社会になればよいと考えている。G施設やH施設のように施設の中にはそうした意識で取り組んでいるところもあった。

5. 考察

多くの施設では、リービングケアに特化して取り組んでいるという認識は弱いものの、親代わりとしての支援や「一人暮らし体験（練習）」（A施設、C施設、H施設）を行っている。

リービングケアにおいては、多くの施設で見られるようなインケアにおける日常生活での掃除、洗濯、調理等の生活技術の習得と、A施設で見られるような「応援面接」やC施設で見られるような「自立支援面接」、A施設やC施設、H施設で見られるような「一人暮らし体験（練習）」等、施設が独自に考案した取り組みを同時進行的に行いながらも、互いの取り組みを関連づけて進捗状況を確認している。また、職員は、A施設やE施設、I施設に見られるような中高生への専門的な「SST」、F施設やG施設での「自立支援コーディネーター」、I施設に見られるような「職業指導員」、D施設やL施設での「FSW」と連携しながらの自立支援に取り組んでいる。

一方、職員は、自立支援においては施設外の関係機関との連携も行っており、D施設での「児童家庭支援センター」、A施設やB施設、E施設、I施設に見られるような「退所児童等アフターケア事業」等を活用している。施設としても、自立支援の一環として、G施設のように「企業の寄付金」を活用したり、J施設に見られるような「あしなが基金」を設立する中で高校生に対する進路を保障している。

上述のようなリービングケアの取り組みは、子ども一人ひとりの抱える課題や能力、適性等を適切にアセスメントする力が職員に求められている。例えば、G施設では、「社会的自立に向けたアセスメント指標・支援計画」を独自に作成しており、そこでは将来自立するために必要な準備がどの位できているのかを職員と中高生一人ひとりが一緒に取り組みながら、その中高生達が自立するまでの支援計画を立てている。加えて、職員は、アドミッションケアの段階から、子どもや保護者と退所後も相談しやすいような信頼関係を築いていく姿勢が求められている。

しかしながら、G施設で見られるように、職員の働きかけに対して保護者が拒否的な言動をとる場合もあり、退所前の家族関係の調整が上手くいかないとアフターケアにおいても課題が積み残されたままとなる。そのため、C施設やJ施設では、職員が、「家族関係の調整」や「生き立ちの整理」を行っている。

また、リービングケアの取り組みが適切で効果的であったのかといった評価を行うことも重要である。実際、H施設では、職員だけでなく、卒園生から卒園後の生活や卒園生自身が在園時に受けたリービングケアの内容を丁寧に聞きながらインケアやリービングケアに反映させている。

一方、アフターケアにおいても、担当職員だけが担うことといった認識ではなく、E施設にあるような「アフターケア担当職員」、F施設やG施設での「自立支援コーディネーター」、I施設に見られるような「職業指導員」等の専門職員の配置で対応しているところもある。また、D施設やG施設、I施設、J施設、L施設では「アフターケア計画（記録）」を作成することで、アフターケアの組織的な展開を図っている。

職員は、卒園生に対して、電話連絡や家庭訪問等を行いながら生活状況の把握を行いながら、D施設のように「児童家庭支援センター」や、A施設やB施設、H施設、I施設に見られるような「退所児童等アフターケア事業」等の関係機関と連携しながら卒園生を支援していくような実践もなされている。施設としても、C施設やE施設、H施設に見られるような「OB会」の開催やH施設に見られるような「自立支援棟」、E施設やI施設に見られるような「障害者グループホーム」を活用することで、卒園生の生活を支えている。

最後に、児童養護施設におけるリービングケアとアフターケアに対するレジデンシャル・ソーシャルワークの課題をマイクロレベル・メゾレベル・マクロレベルにおいて順に述べておく。

①マイクロレベル

マイクロレベルでの児童養護施設でのソーシャルワークの取り組みの中軸となるのが自立支援計画であり、その策定から実行、モニタリング、評価に至るまでが、職員として、インケアやリービングケアにおいて取り組むべき事柄である。

自立支援計画は、担当職員だけで取り組むのではなく、自立支援コーディネーターや職業指導員、FSW、個別対応職員、心理療法担当職員、看護師等専門職員を加えたケース会で協議しながら取り組むことが重要であり、D施設に見られるような「チームワーク」による組織的支援を欠かすことはできない。また、職員は、日常生活において、生活場面面接を活用しながら、ソーシャルワークの視点を持ってケアワークを行っており、同時に、児童家庭支援センターや退所児童等アフターケア事業を始め、学校、児童相談所、福祉事務所、病院等の関係機関との連携も行っている。また、職員としては、アフターケアにおいても、職業指導員や自立支援コーディネーターと連携しながら、児童家庭支援センターや退所児童等アフターケア事業等の関係機関とネットワークを形成し、その活用を図ることが

求められている。

一方、ソーシャルワークを推進する福祉専門職としてFSWがあげられる。FSWは、社会福祉士の役割を担っており、保護者対応や児童相談所や学校等の他機関対応、職員への助言、進路支援、アフターケア計画書の作成等、リービングケアからアフターケアに至るまで担当職員と連携しながら幅広い取り組みを行っている。その役割の重要性に鑑み、さらなる質的・量的な制度的な充実が求められている。

②メゾレベル

メゾレベルでは、アドミニストレーションの充実として、ソーシャルワークの組織的な展開に向けた研修が不可欠となる。職員は、直接処遇上、社会福祉士の資格を所持していても、「社会福祉士の役割が果たせない」といった課題を持っているため、施設において、日常生活場面におけるOJTを基本としながら、ケース会やOFF-JTを組み合わせた形でのソーシャルワークの研修の体系化が求められている。実際、職員研修として、A施設やE施設、H施設、L施設では、「ケース会」を行ったり、C施設やH施設では、OFF-JTとしての「ソーシャルワーク研修」を催したり、G施設では、全職員に対して仕事に必要な「10ステップ」を提示している、しかしながら、小舎制（小規模グループケア）の児童養護施設や地域小規模児童養護施設においては、大舎制の児童養護施設とは異なり、一人勤務体制が基本であることからOJTが上手く機能しないため、複数勤務体制の確保やH施設に見られるような「スーパービジョン」の場を設ける等の工夫が必要である。

③マクロレベル

マクロレベルにおけるソーシャルワークも求められる。社会的養護が必要な子どもが生きやすい社会になるよう、児童養護施設の取り組みを社会に投げかけて変革を促すために、G施設やH施設に見られるような「ソーシャル・アクション」があつてこそ、現場実践の質の向上につながるのである。

本論文は、2019年度高知県立大学大学院人間生活学研究科における博士論文の一部を加筆、修正したものである。

注

- 1) この事例集は、2012(平成24)年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」で発出した小規模化等の手引きを具体的にイメージできるようにするため、参考となると思われる先行事例等をまとめたものである。
- 2) この点は、高木寛之(2016)「社会福祉士養成における実習分野間格差の検証—相談援助実習の教育に含むべき項目の分析を中心に—」『社会福祉士』23, 4-11.を参照。高木は、相談援助実習における教育内容に

関する課題として、「児童分野では基本コミュニケーションや人間関係形成を学ぶことにたけているが、権利擁護や支援の評価、経営や管理運営、アウトリーチやネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関しては学ぶことが難しい場合がある」と述べている。筆者も同感である。

文献

- 深谷美枝（1999）「『施設実践のリアリティ』を描く——質的方法によるレジデンシャルワーク研究の可能性」『立正大学社会福祉研究所年報』1, 111-119.
- Goodman, R. (2000) *Children of the Japanese State: The Changing Role of Child Protection Institution in Contemporary Japan*, Oxford University Press. (= 2006, 津崎哲雄訳『日本の児童養護——児童養護学への招待』明石書店.
- 川喜田二郎（1986）『KJ法——混沌をして語らしめる』中央公論社.
- 北川清一（1994）「生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践の基本構造」『ソーシャルワーク研究』20（1）, 10-15.
- 厚生労働省（2009）「児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）」（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidouyugo/19/>）.
- 厚生労働省（2013）「施設の小規模化等事例集」（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf）.
- 厚生労働省（2015）「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.pdf>）.
- 厚生労働省（2015）「児童養護施設運営ハンドブック」（https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/yougo_book_2.pdf）.
- 厚生労働省（2017）「平成27年社会福祉施設等調査」（https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450041&kikan=00450&tstat=000001030513&cycle=7&tclass1=000001087975&tclass2=000001087960&tclass3=000001087961&result_page=1&second2=1）.
- 宮崎正宇（2010）「児童養護施設職員の専門性とは」『子どもと福祉』3, 73-76.
- 宮崎正宇（2017）「第2章 社会福祉士等による児童・家庭福祉領域におけるソーシャルワーク」櫻井慶一・宮崎正宇編著『福祉施設・学校現場が拓く児童家庭ソーシャルワーク——子どもとその家族を支援するすべての人に』北大路書房, 12-21.
- 櫻井慶一（2016）「『保育ソーシャルワーク』の成立とその展望——『気になる子』等への支援に関連して」『文教大学生生活科学研究』38, 31-41.
- 高木浩之（2016）「社会福祉士養成における実習分野間格差の検証——相談援助実習の教育に含むべき項目の分析を中心に」『社会福祉士』23, 4-11.
- 上田正太（2012）「特別養護老人ホームにおける生活相談員の行うソーシャルワーク及びケアワーク実践に関する文献的研究」『生活科学研究誌』11, 33-44.
- 山本佳代子（2011）「児童養護施設における実践研究における一考察」『山口県立大学社会福祉学部紀要』17, 37-48.
- 米本秀仁（2012）「生活型福祉施設のソーシャルワークのゆくえと展望」『ソーシャルワーク研究』38（2）, 80-90.